

令和6年度

国営土地改良事業地区調査
旧迫川二期地区環境配慮計画（案）作成その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1－1条 国営土地改良事業地区調査旧迫川二期地区環境配慮計画（案）作成その他業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1－2条 本業務は、国営土地改良事業地区調査旧迫川二期地区において、環境配慮計画（案）等を作成するものである。

(場 所)

第1－3条 本業務において対象とする地域は、宮城県登米市他1町地内であり、別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1－4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1－16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(一般事項)

第1－5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1－6条 管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	建設－建設環境 農業－農業農村工学 農業－農村地域・資源計画 農業－農業土木 農業－農村地域計画 農業－農村環境 環境－環境保全計画 環境－自然環境保全 環境－環境影響評価
	建設	建設環境
	農業	農業農村工学 農村地域・資源計画 農業土木 農村地域計画 農村環境
	環境	環境保全計画 自然環境保全 環境影響評価

博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	建設環境	
	農業土木	

(担当技術者)

第1－7条 担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－8条 共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1)受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2)農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1－9条 受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(作業条件)

第2－1条 本業務の実施に当たっての作業条件は、次のとおりである。

(1)改修等予定施設

令和5年度末時点の改修等予定施設は以下のとおりである。

番号	施設名	諸元等		改修等（予定）
1	西排水機場	横軸斜流ポンプ 7.9m³/s（予定）	排水専用	新設
	西幹線排水路	延長 775m、張ブロック（予定）		
2	西館揚水機場	横軸斜流ポンプ1台 （φ 800mm, 1.33m³/s）	用排水兼用	耐震補強、ポンプ 設備更新
		横軸斜流ポンプ1台 （φ 550mm, 0.57m³/s）	用排水兼用	
3	高石揚水機場	横軸斜流ポンプ1台 （φ 550mm, 0.64m³/s）	用排水兼用	機場建替（ポンプ 能力増強）
		横軸斜流ポンプ1台 （φ 1,800mm, 7.25m³/s）	排水専用	
		横軸斜流ポンプ1台 （φ 1,200mm, 3.79m³/s）	排水専用	
	高石幹線排水路	延長1,865m、積ブロック、張ブロック		部分補修、拡幅
4	南方揚水機場	立軸斜流ポンプ3台 （φ 1,500mm, 12.79m³/s）	排水専用	機場建替（ポンプ 能力増強）
		立軸斜流ポンプ1台 （φ 1,000mm, 2.42m³/s）	用排水兼用	
5	山吉田揚水機場	横軸斜流ポンプ3台 （φ 1,100mm, 8.21m³/s）	用排水兼用	耐震補強、ポンプ 設備更新
6	米山揚水機場	立軸〃流ポンプ2台 （φ 1,700mm, 6.11m³/s）	排水専用	機場建替（ポンプ 能力増強）

		立軸斜流ポンプ1台 ($\phi 1,400\text{mm}$, $4.72\text{m}^3/\text{s}$)	用排水兼用	
		立軸斜流ポンプ1台 ($\phi 900\text{mm}$, $1.97\text{m}^3/\text{s}$)	用排水兼用	
	米山幹線排水路	延長3,534m、積ブロック		部分補修、拡幅
	米山中央幹線排水路	延長2,273m、張ブロック、鋼矢板		

(適用する図書)

第2-2条 本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。

他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	図書名	発行元	制定年月
1	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	公益社団法人 農業農村工学会	平成27年5月
2	農業農村整備事業における景観配慮の技術指針	農林水産省農村振興局	平成30年5月

(参考図書)

第2-3条 本業務の参考図書は、次のとおりである。

番号	図書名	発行元	制定年月
1	環境省レッドデータブック2014	環境省自然環境局	平成27年3月
2	環境省レッドリスト	環境省自然環境局	令和2年3月
3	宮城県レッドデータブック2016	宮城県自然保護課	平成28年3月
4	宮城県の希少な野生動植物ー宮城県レッドリスト2021年度版	宮城県自然保護課	令和3年3月
5	特定外来生物等一覧	環境省自然環境局	令和2年11月
6	生態系被害防止外来種リスト	環境省自然環境局	平成27年3月

(貸与資料)

第2-4条 貸与資料は、次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数 量
1	平成28年度 国営施設応急対策事業 旧迫川地区生物情報等調査業務 報告書	1部
2	平成30年度 国営施設応急対策事業 旧迫川地区南方揚水機場環境配慮検討業務 報告書	1部
3	令和4年度 地域整備方向検討調査 旧迫川二期地域環境配慮調査方針(案) 検討業務 報告書	1部
4	令和5年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区環境配慮調査業務 報告書	1部
5	令和5年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区西排水機場地点魚類調査業務 報告書	1部
6	登米市自然環境基礎調査報告書(平成19年10月)	1部

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-5条 第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じ

た場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 参考図書は、作業時点の最新版を使用するものとする。

(3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第2-6条 本業務と関連する業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた内容としなければならない。

番号	業 務 名	業務実施期間（予定）
1	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区 環境調査業務	令和6年4月 ～令和6年12月

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は、別紙1「作業項目内訳表」の作業実施欄に○印で示すものとする。

【作業項目表】

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業	1 式	
2. 環境配慮基本方針（案）及び環境配慮計画（案）の作成	1 式	
3. 環境に係る有識者への意見聴取	1 式	
4. 点検とりまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第3-2条 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

(1) 業務全体の概要が理解できるように、成果物のダイジェスト版を作成するものとする。

(2) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（環境配慮基本方針（案）の中間とりまとめ段階）

第3回 中間打合せ（環境配慮計画（案）の中間とりまとめ段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5－1条 成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（DVD－R等）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD－R等）により別途1部提出するものとする。

(2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

（成果物の提出先）

第5－2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7－25 盛岡合同庁舎3階

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6－1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

(2) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合

(3) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合

(4) 履行期間の変更が生じた場合

(5) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に追加が生じた場合

(6) その他

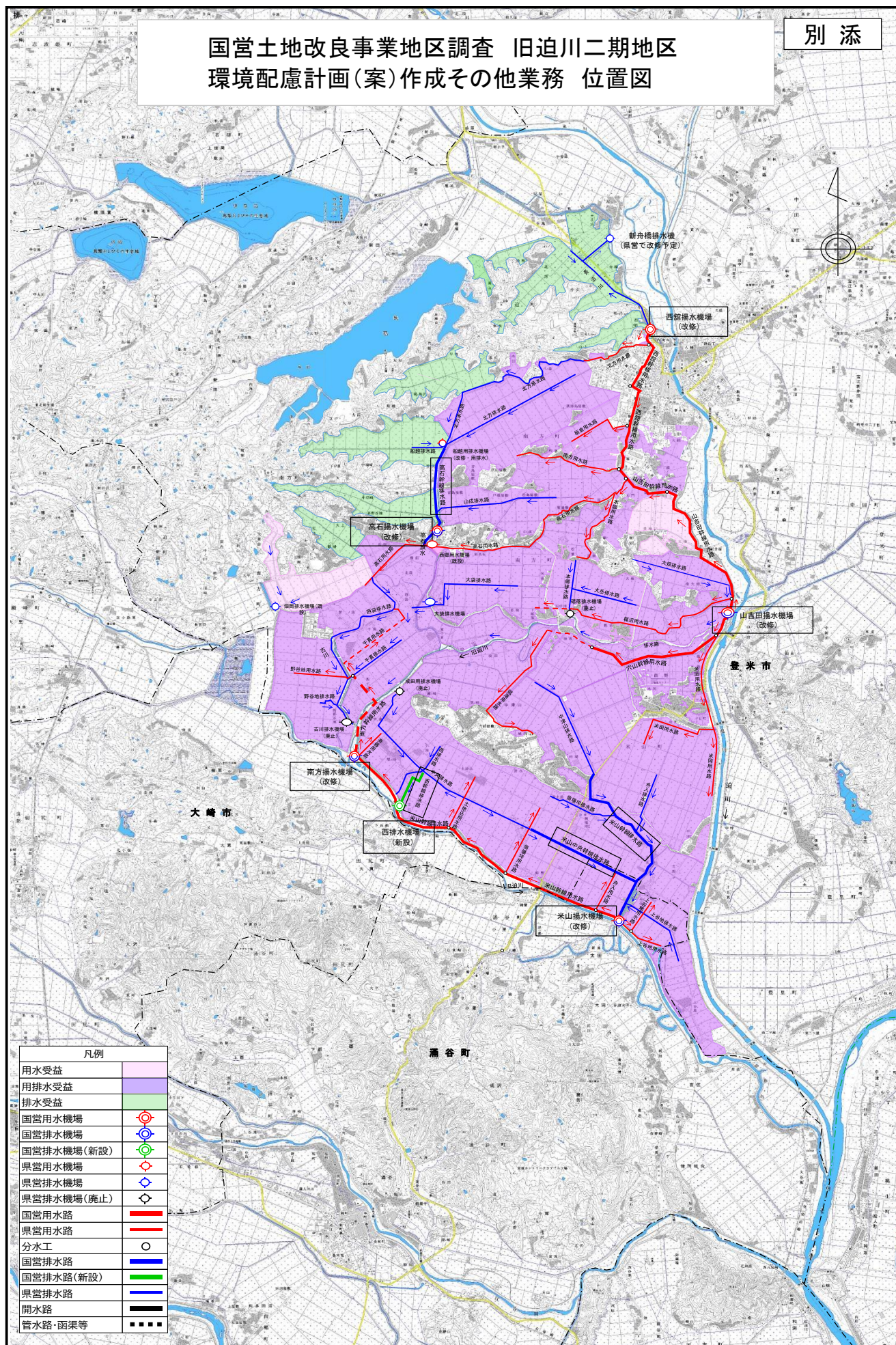
第7章 定めなき事項

（定めなき事項）

第7－1条 この特別仕様書に定めのない事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区 環境配慮計画(案)作成その他業務 位置図

別添



【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄
1. 準備作業		
1-1. 資料の検討	貸与資料等から、作業に必要な内容を整理・把握のうえ、基礎資料として整理する。	○
1-2. 現地踏査	作業に必要な現地の状況を事前に把握するため、現地踏査を行う。	○
2. 環境配慮基本方針（案）及び環境配慮計画（案）の作成	過年度作成済みの環境配慮基本方針（素案）に関連業務の環境配慮調査結果、本地区の環境配慮検討部会における検討内容を加えて環境配慮基本方針（案）を作成する。また、関連業務成果に基づく事業内容、本地区の環境配慮検討部会における検討内容などから、環境配慮計画（案）を作成する。なお、作成項目は別紙 2 に基づく。	○
3. 環境に係る有識者への意見聴取	環境配慮基本方針（案）及び環境配慮計画（案）が作成できた段階で、生態系の有識者から意見を聴取する。（1 回を想定）	○
4. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書を作成する。	○

旧迫川二期地区 環境配慮基本方針（案）及び環境配慮計画（案）の作成項目整理表

■「現時点の作成状況」欄は、環境配慮基本方針（素案）における作成状況を整理したもの。

■表の凡例【－：未作成、△：素案作成済み、○：作成済み、●：作成「要」のもの】

項 目	現時点 の作成 状況	作成要否	
		環境配慮基本 方針（案）	環境配慮計画 （案）
I. 地区概要と地域環境の概要			
1 地区概要	○		
2 事業概要	△		●
3 地域環境の概要			
（１）地域環境の概況	○		
（２）環境に係る法令等	○		
4 地域環境の課題	－	●	
5 環境情報図	△	●	
II. 調査結果と配慮すべき環境要素			
1 調査検討の概要			
（１）調査の概要	○		
（２）調査方針	○		
2 動植物の生息・生育状況と保全対象生物の設定			
（１）動植物の生息・生育状況	△	●	
（２）注目すべき生物の選定	△	●	
（３）保全対象生物の選定	－		●
3 施設周辺の景観構成要素と景観特性	△	●	
4 環境調査図	△	●	
III. 環境配慮の理念と配慮方策等			
1 環境配慮の基本方針	△	●	
2 想定される事業による影響とその程度	△		●
3 環境配慮の方策	△		●
4 環境配慮計画図	△		●
IV. 環境配慮の推進方策			
維持管理計画及びモニタリング	－		●
V. 地域づくりの取り組みに関する構想	－		●
VI. 環境配慮の検討体制			
1 地区段階における検討内容等	△		●
2 東北農政局環境情報協議会における検討内容	△		●